

四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第39号

四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成29年四日市市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、 <u>次に掲げる事務</u> は、市長が管理し、及び執行することとする。 <u>(1) スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。)</u> <u>(2) 文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を含む。)</u>	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、 <u>スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。)</u> は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に条例及び条例に基づく規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により四日市市教育委員会が行った許可等の処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に条例等の規定により四日市市市教育委員会に対してされている許可等の申請その他の行為で、この条例に基づき市長が管理し、及び執行する事務に係るものは、この条例の施行後は、この条例の施行後の当該条例等の相当規定に基づいて、市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対してさ

れた許可等の申請その他の行為とみなす。

(四日市市文化財保護条例の一部改正)

- 3 四日市市文化財保護条例（平成5年四日市市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(財産権の尊重及びその他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護とその他の公益との調整に留意するものとする。</p>	<p>(財産権の尊重及びその他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>四日市市教育委員会</u>（以下「委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護とその他の公益との調整に留意するものとする。</p>
<p>(指定)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、市域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第5条第1項の規定により三重県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを四日市市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。</p>	<p>(指定)</p> <p>第5条 <u>委員会</u>は、市域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第5条第1項の規定により三重県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを四日市市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。</p>
<p>2 前項の規定による指定をするときは、<u>市長</u>は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得るものとする。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでな</p>	<p>2 前項の規定による指定をするときは、<u>委員会</u>は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得るものとする。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限り</p>

い。

3 第1項の規定による指定をするときは、市長は、あらかじめ四日市市文化財保護審議会に諮問するものとする。

4及び5 (略)

6 第1項の規定による指定をしたときは、市長は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付するものとする。

(解除)

第6条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2及び3 (略)

4 前項の場合には、市長は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知するものとする。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を市長に返付しなければならない。

(管理義務及び管理責任者)

第7条 市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者は、この条例並び

でない。

3 第1項の規定による指定をするときは、委員会は、あらかじめ四日市市文化財保護審議会に諮問するものとする。

4及び5 (略)

6 第1項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付するものとする。

(解除)

第6条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2及び3 (略)

4 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知するものとする。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

(管理義務及び管理責任者)

第7条 市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者は、この条例並び

にこれに基づいて定める規則及び市長の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 (略)

(管理団体による管理)

第8条 市指定有形文化財について、所有者及び権原に基づく占有者が判明しない場合又は所有者及び権原に基づく占有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると認められる場合には、市長は、適当な団体を指定して、当該市指定有形文化財の保存のため必要な管理を行わせることができる。

2 (略)

3 第1項の規定による管理団体を指定するときは、市長は、あらかじめ所有者及び権原に基づく占有者が判明しない場合を除き、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者並びに管理団体に指定しようとする団体の同意を得るものとする。管理団体の指定を解除する場合も、同様とする。

(所有者の変更等)

にこれに基づいて定める委員会規則及び委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 (略)

(管理団体による管理)

第8条 市指定有形文化財について、所有者及び権原に基づく占有者が判明しない場合又は所有者及び権原に基づく占有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると認められる場合には、委員会は、適当な団体を指定して、当該市指定有形文化財の保存のため必要な管理を行わせることができる。

2 (略)

3 第1項の規定による管理団体を指定するときは、委員会は、あらかじめ所有者及び権原に基づく占有者が判明しない場合を除き、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者並びに管理団体に指定しようとする団体の同意を得るものとする。管理団体の指定を解除する場合も、同様とする。

(所有者の変更等)

第9条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第10条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者。以下次条において同じ。）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(所在の変更)

第11条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第12条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場

第9条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第10条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者。以下次条において同じ。）は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第11条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第12条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場

合その他特別の事由がある場合には、市長は、その経費に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第13条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者又は管理団体が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者又は管理団体に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し条例又は規則に違反したとき。

(2)及び(3) (略)

(管理又は修理に関する勧告)

第14条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、市長は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の

合その他特別の事由がある場合には、市は、その経費に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第13条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者又は管理団体が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者又は管理団体に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し条例又は委員会規則に違反したとき。

(2)及び(3) (略)

(管理又は修理に関する勧告)

第14条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、委員会は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の

設置その他管理に関し、必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、市長は、所有者又は管理団体に対しその修理について必要な勧告をすることができる。

3 及び 4 (略)

(有償譲渡の場合の納付金)

第 15 条 市長が管理又は修理に関して、第 12 条第 1 項の規定により補助金を交付し、又は前条第 3 項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る管理又は修理に関し必要な措置(以下この条において「管理等」という。)が行われた後、当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該管理等が行われた後、当該市指定有形文化財の管理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

- 2 補助又は費用負担に係る管理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事由がある場合には、市長は前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

の設置その他管理に関し、必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、委員会は、所有者又は管理団体に対しその修理について必要な勧告をすることができる。

3 及び 4 (略)

(有償譲渡の場合の納付金)

第 15 条 市が管理又は修理に関して、第 12 条第 1 項の規定により補助金を交付し、又は前条第 3 項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る管理又は修理に関し必要な措置(以下この条において「管理等」という。)が行われた後、当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該管理等が行われた後、当該市指定有形文化財の管理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

- 2 補助又は費用負担に係る管理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事由がある場合には、市は前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第16条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第17条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による補助金の交付、第14条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修

(現状変更等の制限)

第16条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第17条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による補助金の交付、第14条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて

理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第18条 市長は、市指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、6月以内の期間を限って、市長の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財の出品を勧告することができる。

2 (略)

- 3 市長は、市指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、3月以内の期間を限って当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

4 (略)

- 5 市長は、第1項及び第2項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めるものとする。

- 6 市長は、第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

7 (略)

第19条 前条第3項の規定による公開

修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第18条 委員会は、市指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、6月以内の期間を限って、委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財の出品を勧告することができる。

2 (略)

- 3 委員会は、市指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、3月以内の期間を限って当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

4 (略)

- 5 委員会は、第1項及び第2項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めるものとする。

- 6 委員会は、第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

7 (略)

第19条 前条第3項の規定による公開

の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第11条の規定による届出があった場合には、市長は、当該市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(調査及び報告)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について調査を行い、又は当該市指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し報告を求めることができる。

(権利義務の承継)

第21条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいて行う市長の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2及び3 (略)

(指定)

第22条 市長は、市域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第22条第1項の規定により三重県指定無形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち市にとって重要なものを四日市市指定無形文

の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第11条の規定による届出があった場合には、委員会は、当該市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(調査及び報告)

第20条 委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について調査を行い、又は当該市指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し報告を求めることができる。

(権利義務の承継)

第21条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいて行う委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2及び3 (略)

(指定)

第22条 委員会は、市域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第22条第1項の規定により三重県指定無形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち市にとって重要なものを四日市市指定無形

化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするに当たっては、市長は、当該無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体に代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定するものとする。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、市長は、あらかじめ四日市市文化財保護審議会に諮問するものとする。

4 （略）

5 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として認定することができる。

6 及び7 （略）

（解除）

第23条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の事由があ

文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするに当たっては、委員会は、当該無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体に代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定するものとする。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、委員会は、あらかじめ四日市市文化財保護審議会に諮問するものとする。

4 （略）

5 委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として認定することができる。

6 及び7 （略）

（解除）

第23条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の事由があ

るときは、市長は、その認定を解除することができる。

3 から 5 まで (略)

6 前項の場合には、市長は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知するものとする。

7 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示するものとする。

8 第4項若しくは第6項の規定による通知を受けた場合又は前項の場合には、前条第7項の規定により交付された認定書を所持しているものは、速やかに当該認定書を市長に返付しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第24条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、

るときは、委員会は、その認定を解除することができる。

3 から 5 まで (略)

6 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知するものとする。

7 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示するものとする。

8 第4項若しくは第6項の規定による通知を受けた場合又は前項の場合には、前条第7項の規定により交付された認定書を所持しているものは、速やかに当該認定書を委員会に返付しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第24条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、

又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（保存）

第25条 市長は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を行うことができる。

2 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、その保存に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。

3 （略）

（公開）

第26条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 （略）

3 市長は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費について、予算の範囲内で補助することができる。

4 及び 5 （略）

（保存に関する助言又は勧告）

第27条 市長は、市指定無形文化財の

じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（保存）

第25条 委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を行うことができる。

2 市は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、その保存に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。

3 （略）

（公開）

第26条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 （略）

3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費について、予算の範囲内で補助することができる。

4 及び 5 （略）

（保存に関する助言又は勧告）

第27条 委員会は、市指定無形文化財

保持者又は保持団体に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第28条 市長は、市域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第27条第1項の規定により三重県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを四日市市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第27条第1項の規定により三重県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを四日市市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2から4まで (略)

(解除)

第29条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2から6まで (略)

の保持者又は保持団体に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第28条 委員会は、市域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第27条第1項の規定により三重県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを四日市市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第27条第1項の規定により三重県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを四日市市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2から4まで (略)

(解除)

第29条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2から6まで (略)

7 第3項において準用する第23条第4項及び前項において準用する第23条第6項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除の通知を受けたときは、前条第4項の規定により交付された指定書を所有している者は、速やかに市長に返付しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保存)

第30条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保存上必要があると認めたときは、市長は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第32条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めたときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を行うことができる。

2 市長は、市指定無形民俗文化財の保持団体に対し、その保存に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。

3 (略)

7 第3項において準用する第23条第4項及び前項において準用する第23条第6項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除の通知を受けたときは、前条第4項の規定により交付された指定書を所有している者は、速やかに委員会に返付しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保存)

第30条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保存上必要があると認めたときは、委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第32条 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めたときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を行うことができる。

2 市は、市指定無形民俗文化財の保持団体に対し、その保存に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。

3 (略)

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第33条 市長は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 (略)

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第34条 市長は、市指定無形民俗文化財の保持団体に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第35条 市長は、市域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第35条第1項の規定により三重県指定史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを四日市市指定史跡、四日市市指定名勝又は四日市市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 (略)

(解除)

第36条 市指定史跡名勝天然記念物が、市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の事由

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第33条 委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 (略)

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第34条 委員会は、市指定無形民俗文化財の保持団体に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第35条 委員会は、市域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第35条第1項の規定により三重県指定史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを四日市市指定史跡、四日市市指定名勝又は四日市市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 (略)

(解除)

第36条 市指定史跡名勝天然記念物が、市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の事由

があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 から 4 まで (略)

(土地の所在等の異動の届出)

第 3 7 条 市指定史跡名勝天然記念物の指定区域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第 3 9 条において準用する第 7 条第 2 項の規定により選任した管理責任者又は第 3 9 条において準用する第 8 条第 1 項の規定による指定を受けた管理団体がある場合は、その者。）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第 3 8 条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 (略)

(保存)

第 4 0 条 (略)

があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 から 4 まで (略)

(土地の所在等の異動の届出)

第 3 7 条 市指定史跡名勝天然記念物の指定区域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第 3 9 条において準用する第 7 条第 2 項の規定により選任した管理責任者又は第 3 9 条において準用する第 8 条第 1 項の規定による指定を受けた管理団体がある場合は、その者。）は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第 3 8 条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 (略)

(保存)

第 4 0 条 (略)

2 前項の場合には、埋蔵文化財を発見した者は、速やかに市長に届け出なければならない。

3 前項の届出があった場合において埋蔵文化財の保存のため必要と認めるときは、市長は、必要な指示をし、又は適切な措置を講ずることができる。

(届出)

第41条 埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地において土木工事等を行おうとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 (略)

(設置)

第42条 本市に四日市市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第46条 第16条及び第38条の規定

2 前項の場合には、埋蔵文化財を発見した者は、速やかに委員会に届け出なければならない。

3 前項の届出があった場合において埋蔵文化財の保存のため必要と認めるときは、委員会は、必要な指示をし、又は適切な措置を講ずることができる。

(届出)

第41条 埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地において土木工事等を行おうとする者は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

2 (略)

(設置)

第42条 委員会に四日市市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して委員会に建議する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第46条 第16条及び第38条の規定

<p>に違反して、<u>市長</u>の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は<u>市長</u>の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。</p>	<p>に違反して、<u>委員会</u>の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は<u>委員会</u>の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。</p>
---	---

(四日市市楠歴史民俗資料館条例の一部改正)

- 4 四日市市楠歴史民俗資料館条例（平成17年四日市市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の業務の範囲) 第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 (1)から(3)まで (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、資料館の運営に関して<u>市長</u>が必要と認めた業務</p>	<p>(指定管理者の業務の範囲) 第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 (1)から(3)まで (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、資料館の運営に関して<u>四日市市教育委員会</u>（以下「委員会」という。）が必要と認めた業務</p>
<p>(利用料金) 第9条 (略) 2 前項に定める利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定める額とする。 3 (略)</p>	<p>(利用料金) 第9条 (略) 2 前項に定める利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ<u>委員会</u>の承認を得て定める額とする。 3 (略)</p>

<p>(資料館資料の貸出し)</p> <p>第12条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を来たさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して、貸出しを許可することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれに類するものとして<u>市長</u>が認めた施設</p> <p>(4) その他<u>市長</u>が適当と認めたもの</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>(資料館資料の貸出し)</p> <p>第12条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を来たさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して、貸出しを許可することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれに類するものとして<u>委員会</u>が認めた施設</p> <p>(4) その他<u>委員会</u>が適当と認めたもの</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。</p>
---	--

(四日市市久留倍官衙遺跡公園条例)

5 四日市市久留倍官衙遺跡公園条例(平成29年四日市市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(管理及び事業)

第4条 遺跡公園の管理は、市長が行い、第2条の設置目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)から(5)まで (略)

(6) その他市長が必要と認めること。

(使用の許可)

第5条 遺跡公園において、第2条の設置目的に反せず、前条の事業に支障のない範囲内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1)から(3)まで (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長が別に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の遺跡公園の使用に支障を及ぼさないと認めた場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に

(管理及び事業)

第4条 遺跡公園の管理は、四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）が行い、第2条の設置目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)から(5)まで (略)

(6) その他委員会が必要と認めること。

(使用の許可)

第5条 遺跡公園において、第2条の設置目的に反せず、前条の事業に支障のない範囲内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

(1)から(3)まで (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他委員会が別に定める事項を記載した申請書を委員会に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を委員会に提出してその許可を受けなければならない。

4 委員会は、第1項各号に掲げる行為が公衆の遺跡公園の使用に支障を及ぼさないと認めた場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 委員会は、第1項又は第3項の許可

遺跡公園管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

に遺跡公園管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(総務部総務課)